

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

〔昭和47年5月11日〕
海上自衛隊達第32号

自衛艦の艦内の編制等に関する訓令（昭和47年海上自衛隊訓令第17号）第11条の規定に基づき、自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達を次のように定める。

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

（趣旨）

第1条 この達は、自衛艦の艦内の編制等の細部について必要な事項を定めるものとする。

（通信長等及び船務士等）

第2条 自衛艦に乗り組んでいる幹部自衛官（艦長、艇長、副長、試験長、弾道ミサイル防衛長（BMD長）、弾道ミサイル防衛士（BMD士）及び科の長を除く。）は、通信長、気象長、砲術長、水雷長、立入検査長、敷設長、潜航長、整備長、艦上救難長、解析長若しくは応急長（以下「通信長等」という。）又は船務士、通信士、航空管制士、電整士、気象士、観測士、砲術士、水雷士、立入検査士、運用士、処分士、掃海士、敷設士、潜水土、潜航士、飛行士、整備士、艦上救難士、航空標的士、機関士、応急士、補給士若しくは衛生士（以下「船務士等」という。）とする。

2 通信長等は、別表通信長等の欄に掲げる区分に応じ、同表科の長の欄に掲げる科の長の命を受け、同表所掌業務の欄に掲げる業務を分掌する。

3 船務士等は、別表船務士等の欄に掲げる区分に応じ、同表所掌業務の欄に掲げる業務について、同表科の長の欄に掲げる科の長（通信長等の置かれる場合には、通信長等）を補佐する。

（准海尉等）

第3条 自衛艦に乗り組んでいる准海尉、海曹及び海士は、それぞれ所属する科の長の命を受け、業務に従事する。

（分隊長）

第4条 分隊長の長は、分隊長とする。

2 分隊長は、艦長又は艇長の命を受け、分隊の規律を維持し、隊員の身上取扱い及び訓育その他の教育訓練を行う。

（分隊士）

第5条 分隊に、分隊士1人以上を置くことができる。

2 分隊士は、幹部自衛官又は准海尉をもって充てる。

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

3 分隊士は、分隊長を補佐する。

(班)

第6条 分隊は、1以上の班に区分する。

2 班の長は、班長とする。

3 班長は、分隊長の命を受け、班の規律を維持し、班員の身上把握及び訓育その他の教育訓練を行う。

(部署配置表の表示)

第7条 艦長又は艇長は、自衛艦の艦内の編制等に関する訓令第10条の規定に基づき定めた乗員の配置を、部署配置表として、適宜の場所に表示するものとする。

附 則

この達は、昭和47年5月12日から施行する。

附 則 (昭和48年2月20日海上自衛隊達第9号)

この達は、昭和48年2月22日から施行する。

附 則 (昭和49年3月8日海上自衛隊達第11号)

この達は、昭和49年3月15日から施行する。ただし、別表の改正規定中輸送艇に係る部分は同月30日から施行する。

附 則 (昭和51年5月10日海上自衛隊達第13号)

この達は、昭和51年5月11日から施行する。

附 則 (昭和52年1月12日海上自衛隊達第2号)

この達は、昭和52年1月12日から施行する。

附 則 (昭和52年4月16日海上自衛隊達第11号)

この達は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則 (昭和54年3月16日海上自衛隊達第9号)

この達は、昭和54年3月30日から施行する。

附 則 (昭和54年9月5日海上自衛隊達第21号)

この達は、昭和54年9月5日から施行する。

附 則 (昭和55年3月13日海上自衛隊達第5号)

この達は、昭和55年3月17日から施行する。ただし、第2条の改正規定中敷設艦の項に係る部分は同月27日から施行する。

附 則 (昭和56年3月24日海上自衛隊達第13号)

この達は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則 (昭和57年4月6日海上自衛隊達第11号)

この達は、昭和57年4月6日から施行する。

附 則 (昭和57年11月8日海上自衛隊達第32号)

この達は、昭和57年11月12日から施行する。

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

附 則（昭和58年3月28日海上自衛隊達第12号）

この達は、昭和58年3月30日から施行する。

附 則（昭和58年4月28日海上自衛隊達第22号）

この達は、昭和58年5月2日から施行する。

附 則（昭和60年3月16日海上自衛隊達第2号）

この達は、昭和60年3月27日から施行する。

附 則（昭和61年3月17日海上自衛隊達第4号）

この達は、昭和61年3月27日から施行する。

附 則（昭和62年5月21日海上自衛隊達第11号）

この達は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則（昭和63年3月2日海上自衛隊達第7号）

この達は、昭和63年3月17日から施行する。

附 則（平成元年2月22日海上自衛隊達第4号）

この達は、平成元年2月28日から施行する。

附 則（平成元年3月1日海上自衛隊達第5号）

この達は、平成元年3月23日から施行する。ただし、別表の改正規定中特務艦の項及び特務艇の項に係る部分は、同月24日から施行する。

附 則（平成2年2月16日海上自衛隊達第4号）

この達は、平成2年3月15日から施行する。

附 則（平成3年1月14日海上自衛隊達第1号）

この達は、平成3年1月30日から施行する。

附 則（平成5年3月12日海上自衛隊達第3号）

この達は、平成5年3月16日から施行する。

附 則（平成5年3月19日海上自衛隊達第7号）

この達は、平成5年3月22日から施行する。

附 則（平成6年10月6日海上自衛隊達第26号魚雷艇の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第12条）

この達は、平成6年10月14日から施行する。

附 則（平成7年3月28日海上自衛隊達第12号）

この達は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年11月28日海上自衛隊達第28号機雷敷設艦の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第9条）

この達は、平成8年11月29日から施行する。

附 則（平成9年3月13日海上自衛隊達第7号）

この達は、平成9年3月19日から施行する。

附 則（平成9年4月1日海上自衛隊達第13号）

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

この達は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月16日海上自衛隊達第12号）

この達は、平成10年3月23日から施行する。

附 則（平成10年12月25日海上自衛隊達第42号哨戒艇の除籍に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第8条）

この達は、平成11年1月14日から施行する。

附 則（平成11年3月30日海上自衛隊達第8号）

この達は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は同年5月28日から施行する。

附 則（平成12年3月3日海上自衛隊達第4号）

この達は、平成12年3月9日から施行する。

附 則（平成14年3月22日海上自衛隊達第25号海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達第47条）

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則（平成15年3月31日海上自衛隊達第22号）

この達は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月5日海上自衛隊達第10号）

この達は、平成16年4月8日から施行する。

附 則（平成18年3月27日海上自衛隊達第7号）

この達は、平成18年4月3日から施行する。

附 則（平成20年3月26日海上自衛隊達第12号）

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年3月18日海上自衛隊達第4号）

この達は、平成21年3月18日から施行する。

附 則（平成22年6月18日海上自衛隊達第16号自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達及び防備隊の内部組織に関する達の一部を改正する達第1条）

この達は、平成22年6月24日から施行する。

附 則（平成23年3月11日海上自衛隊達第5号自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達及び護衛隊等の隊勤務要員の差出区分に関する達の一部を改正する達第1条）（抄）

この達は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- ・ 第1条の改正規定及び第2条の改正規定（第16護衛隊の項を削る部分に限る。） 平成23年3月16日

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

附 則（平成24年4月3日海上自衛隊達第6号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成24年4月6日海上自衛隊達第7号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年4月10日海上自衛隊達第12号）

この達は、平成25年4月12日から施行する。

附 則（平成27年3月5日海上自衛隊達第3号）

この達は、平成27年3月25日から施行する。

附 則（平成29年10月31日海上自衛隊達第27号附則第13項）

1 この達は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成30年2月28日海上自衛隊達第3号）

この達は、平成30年3月20日から施行する。

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

別表（第2条関係）

艦種	科	科の長	乗組幹部自衛官		所掌業務	
			通信長等	船務士等		
護衛艦	船務科	船務長		船務士	情報、電測、通信（通信士が置かれない場合に限る。）、航空管制（航空機が発着艦可能な護衛艦（13,500トン型護衛艦及び19,500トン型護衛艦を除く。）に限る。）及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備（電子整備（通信に係る電子整備を含む。）については、電整士が置かれない場合に限る。）に関する事。	
				通信士	通信及び暗号並びにこれらの業務に係る物件の整備（電子整備を除く。）に関する事。	
				電整士	電子整備に関する事。	
	航海科	航海長			航行、信号、見張及び操舵並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する事。	
				気象長	気象の観測、予報及び海象の予報並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する事。	
	砲雷科	砲雷長		砲術長	砲術士	射撃、射管及び運用（運用士が置かれない場合に限る。）並びにこれらの業務に係る物件の整備（電子整備については、電整士が置かれない場合に限る。）に関する事。
					電整士	電子整備に関する事。
					運用士	運用及び運用に係る物件の整備に関する事。
				水雷長	水雷士	魚雷及び水測並びにこれらの業務

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

				に係る物件の整備に関すること。
		立入検査長	立入検査士	立入検査及び立入検査に係る物品の整備に関すること。
飛行科 (航空機を搭載する護衛艦に限る。)	飛行長		飛行士	護衛艦に乗艦している他の部隊に所属する飛行隊及び航空分遣隊の全部又は一部の航空機の運用に関すること。
			航空管制士	航空管制及び航空管制に係る物件の整備に関すること(13,500トン型護衛艦及び19,500トン型護衛艦に限る。)
		整備長	整備士	航空機及び航空機発着艦装置の整備並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
		艦上救難長	艦上救難士	艦上救難及び艦上救難に係る物件の整備に関すること(13,500トン型護衛艦及び19,500トン型護衛艦に限る。)
機関科	機関長		機関士	主機関及び主機関に係る物件の整備に関すること。
		応急長	応急士又は機関士	補機、電機、応急、工作、艦上救難(航空機が発着艦可能な護衛艦(13,500トン型護衛艦及び19,500トン型護衛艦を除く。)に限る。)及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
補給科	補給長		補給士(13,500トン型護衛艦及び19,500トン型護衛艦に限る)	経費、物品の取扱い(衛生器材の取扱いに関するものを除く。)、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

				。)	
	衛生科	衛生長		衛生士	保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する事。
潜水艦 及び練習潜水艦	船務科	船務長		船務士	情報、電測、通信、暗号、水測及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関する事。
	航海科	航海長			航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する事。
	水雷科	水雷長		水雷士	魚雷、射撃及び運用並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する事。
	機関科	機関長		機関士	主機関、補機、電機、応急、工作及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関する事。
	補給科	補給長			経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する事。
	衛生科	衛生長			保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する事。
掃海艦、掃海艇及び	船務科	船務長		船務士	情報、電測、通信、暗号、船体消磁、航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関する事。
	掃海科	掃海長		処分士 （水中処分員が乗り組んでいる艦艇に限る。） 処分員が乗り組んでいる艦	掃海、敷設、水中処分（水中処分員が乗り組んでいる艦艇に限る。）、射撃、運用及び水測並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する事。

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

掃海管制艇				艇に限る。)	
	機関科	機関長			主機関、補機、電機、応急、工作及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長			経費、物品の取扱い、給食、福利厚生、保健衛生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
掃海母艦	船務科	船務長		通信士	情報、電測、通信、暗号、航空管制及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関すること。
	航海科	航海長			航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	掃海科	掃海長		掃海士	掃海、運用及び水測並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
			砲術長		射撃及び射管並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること（ぶんごに限る。）。)
			敷設長	敷設士	敷設及び敷設に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長		機関士	主機関及び主機関に係る物件の整備に関すること。
			応急長		補機、電機、応急、工作、艦上救難及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長			補給士

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

	衛生科	衛生長			保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する事。	
ミサイル艇	船務科	船務長			砲雷科及び機関科の所掌に属しない業務に関する事。	
	砲雷科	砲雷長			射撃及び射管並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する事。	
	機関科	機関長			主機関、補機、電機、応急、工作及び潜水並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する事。	
輸送艦	船務科	船務長		船務士	情報、電測、通信、暗号、航空管制及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関する事。	
	航海科	航海長			航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する事。	
	運用科	運用長		運用士	射撃及び運用並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する事。	
	エアクッション艇運用整備科	エアクッション艇運用整備長				輸送艦に乗艦しているエアクッション艇隊の全部又は一部のエアクッション艇の運用に関する事。
			整備長			エアクッション艇の整備及び同艇の運用に係る物件の整備に関する事。
	機関科	機関長			機関士	主機関及び主機関に係る物件の整備に関する事。
			応急長			補機、電機、応急、工作、艦上救難及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関する事。
補給科	補給長				経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び	

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

					人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	衛生科	衛生長			保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
輸送艇	船務科	船務長			情報、電測、通信、暗号、船体消磁、航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関すること。
	運用科	運用長			射撃及び運用並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長			主機関、補機、電機、応急、工作及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長			経費、物品の取扱い、給食、福利厚生、保健衛生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	船務科	船務長		船務士	情報、電測、航空管制及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備（電子整備（通信に係る電子整備を含む。）については、電整士が置かれない場合に限る。）に関すること。
			通信長	通信士	通信及び暗号並びにこれらの業務に係る物件の整備（電子整備を除く。）に関すること。
				電整士	電子整備に関すること。
	航海科	航海長			航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
			砲術長	砲術士	射撃、射管及び運用並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

練習艦	砲雷科	砲雷長			こと。
			水雷長	水雷士	魚雷及び水測並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長		機関士	主機関及び主機関に係る物件の整備に関すること。
			応急長		補機、電機、応急、工作、艦上救難及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長		補給士	経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
衛生科	衛生長		衛生士	保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。	
訓練支援艦	船務科	船務長		通信士	情報、電測、通信、暗号、航空管制及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関すること。
	航海科	航海長			航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	運用科又は砲雷科	運用長又は砲雷長		運用士又は砲術士	射撃、射管及び運用並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	航空標的科	航空標的長		航空標的士	航空標的の発射及び管制に関すること。
			解析長		誘導武器による射撃の解析及び評価に関すること。
			整備長	整備士	航空標的の発射装置及び管制装置並びに誘導武器評価装置の整備並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

	機関科	機関長		機関士	主機関及び主機関に係る物件の整備に関すること。
				応急長	補機、電機、応急、工作、艦上救難及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長			経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	衛生科	衛生長			保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
多用途 支援艦	船務科	船務長			情報、電測、通信、暗号及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る業務に関すること。
	航海科	航海長			航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	運用科	運用長			運用及び魚雷並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長			主機関、補機、電機、応急、工作及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長			経費、物品の取扱い、給食、福利厚生、保健衛生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	船務科	船務長			情報、電測、通信、暗号及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関すること。

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

海洋観測艦	航海科	航海長			航行、信号、見張及び操舵並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	観測科	観測長		観測士	海洋の観測及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	運用科	運用長		運用士	運用及び運用に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長		機関士	主機関、補機、電機、応急、工作及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長			経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	衛生科	衛生長			保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	船務科	船務長		船務士	情報、電測、航空管制及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備（通信に係る電子整備を含む。）に関すること。
			通信長		通信及び暗号並びにこれらの業務に係る物件の整備（電子整備を除く。）に関すること。
	航海科	航海長			航行、信号、見張及び操舵並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
			気象長	気象士	気象、海象の観測及び予報並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	運用科	運用長		運用士	運用、水測及び艦上救難並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

砕氷艦				すること。
	飛行科	飛行長	飛行士	航空機の運用に関すること。
			整備長	整備士
	機関科	機関長	機関士	主機関及び主機関に係る物件の整備に関すること。
			応急長	補機、電機、応急、工作及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長	補給士	経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
衛生科	衛生長	衛生士	保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。	
敷設艦	船務科	船務長	船務士 又は通信士	情報、電測、通信、暗号、船体消磁、海洋の観測及び気象並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関すること。
	航海科	航海長		航行、信号、見張及び操舵並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	敷設科	敷設長	敷設士	敷設及び運用並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長	機関士	主機関、補機、電機、応急、工作及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長		経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

	衛生科	衛生長			保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する事。
潜水艦 救難艦	船務科	船務長		船務士 又は通 信士	情報、電測、通信、暗号、航空管制及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関する事。
	航海科	航海長			航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する事。
	運用科	運用長		運用士	運用及び水測並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する事。
	潜水科	潜水長		潜水土	潜水（深海救難艇の運用及び整備を除く。以下本項において同じ。）及び潜水に係る物件の整備に関する事。
			潜航長	潜航士	深海救難艇の運用及び整備並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する事。
	機関科	機関長		機関士	主機関、補機、電機、応急、工作及び艦上救難並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関する事。
	補給科	補給長			経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する事。
	衛生科	衛生長			保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関する事。
	船務科	船務長		通信士	情報、電測、通信、暗号、航空管制及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関する事。
					航行、信号、見張、操舵及び気象

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

試験艦	航海科	航海長			並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	運用科	運用長		運用士	射管、運用及び水測並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長		機関士	主機関及び主機関に係る物件の整備に関すること。
			応急長		補機、電機、応急、工作、艦上救難及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長			経費、物品の取扱い（衛生器材の取扱いに関するものを除く。）、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
衛生科	衛生長			保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。	
補給艦	船務科	船務長		通信士	情報、電測、通信、暗号、航空管制及び船体消磁並びにこれらの業務（船体消磁を除く。）に係る物件の整備に関すること。
	航海科	航海長			航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	運用科	運用長		運用士	運用及び運用に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長		機関士	主機関及び主機関に係る物件の整備に関すること。
			応急長		補機、電機、応急、工作、艦上救難及び潜水並びにこれらの業務及び船体消磁に係る物件の整備に関すること。
					経費、物品の取扱い（衛生器材の

自衛艦の艦内の編制等の細部に関する達

	補給科	補給長		補給士	取扱いに関するものを除く。)、給食、福利厚生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	衛生科	衛生長		衛生士	保健衛生、診療及び衛生器材の取扱い並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
特務艇	船務科	船務長			情報、電測、通信、暗号、航行、信号、見張、操舵及び気象並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	運用科	運用長			運用及び運用に係る物件の整備に関すること。
	機関科	機関長			主機関、補機、電機、応急、工作及び潜水並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。
	補給科	補給長			経費、物品の取扱い、給食、福利厚生、保健衛生、庶務、文書及び人事事務並びにこれらの業務に係る物件の整備に関すること。